

令和4年度第4回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和4年7月22日(金) 9時59分開会 11時10分閉会

2 場 所 倉吉市「倉吉シティホテル」

3 出席者

(1) 常設審議委員 16名／21名（出席者は別紙名簿のとおり）

(2) 鳥取県経営支援課 〃
 八頭町農業委員会 〃
 農業会議 倉益、熊谷、山根、岡田

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局	<p>(午前9時59分)</p> <p>定刻になりましたので、ただ今より令和4年度第4回常設審議委員会を開会いたします。</p> <p>まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告をいたします。本日の常設審議委員の出席は、21名中16名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。</p> <p>それでは、小林会長に挨拶をお願いいたします。</p>
2 会長挨拶	<p>皆様おはようございます。農業会議の小林で御座います。開会に当たりましてご挨拶を申し上げたいと思います。</p> <p>本日、令和4年度第4回常設審議委員会を開催致しましたところ、皆様にはご多用のところ出席を賜わり誠に有難うございます。</p> <p>まず、今回の参議院選挙の応援演説中に於いて、凶弾で倒れお亡くなりになりました、安倍元総理に対しましてご冥福をお祈り申し上げます。</p> <p>さて、6月に入り新型コロナウイルスの感染拡大も終息に近づいたかに思われましたが、7月に入り全国では21日、18万人超えとなり、2日連続で過去最多を更新しました。第7波の急拡大の勢いが止まらない状況であります。鳥取県に於きましても感染者が6月には二桁で推移していたものが、7月に入り3桁が連日続いており、21日は、最多573名の新型コロナウイルスに感染したと発表がありました。1日当たりの感染者数は2日連続で過去最多を更新しており、急速な感染拡大となっております。この対策として、基本的な感染対策の徹底を図って頂き、一日も早い収束を願うものであります。</p> <p>また、今、私たちは、時代の大きな岐路に立っているのではないのでしょうか。気象変動や新型コロナの感染拡大、ウクライナ有事など複合危機が暮らしを脅かしております。また、食料・農業危機も迫って来ているのではないのでしょうか。</p> <p>このような状況の中、農政は大きな節目にあると思います。コロナ過とウクライナ危機は、我が国の食料安全保障の重要性を浮き彫りにしたと思います。食品価格の上昇で暮らしは苦しくなり、飼料</p>

	<p>や肥料などの生産資材価格の高騰が、農業経営を窮地に追い込んでおります。最低の食料自給率、カロリーベース37%は、有事の際の食料供給力が如何にもろいかという事であります。</p> <p>また、1965年に600万haあった農地は、2021年に435万haに、2030年には400万haを下回る見通しであります。農業経営体も今年ついに100万を切ったと言われております。このような状況下、衰退する農業を見ながら政治は何をやっているのか。日本は条件が不利な中山間地域が多く、中心的な農家に農地を集約しても、集落や地域は守れないと思います。このような課題を克服し、それぞれ地域の農業と農村を立て直し、国策として、食料の自給率を向上させて行くべきではないでしょうか。</p> <p>なお、本日の常設審議委員会に於きましては、報告事項2件、審議事項は、農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案について、八頭町1件、情報提供は、市町村農業委員会会長・事務局長会議の開催について等であります。十分な審議をお願いし、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>3 新会委員紹介</p>	<p>それでは、ここで新たに常設審議委員に就任いただいた皆様をご紹介いたします。</p> <p>まず、県農業共済組合石理事が委員に就任されましたので、ご紹介いたします。</p> <p>(石委員が挨拶をした。)</p> <p>次に、常設審議委員の名簿をご覧下さい。農業会議の役員改選に伴って、新たに理事・監事に就任いただいた皆様も備考欄に新としてございます。</p> <p>また、すでに会員の皆様にはご連絡をしておりますが、次第の最後に役員名簿を付けさせていただきました。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、以降、農業会議定款第44条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、小林会長に議長として進行いただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>3 議事録署名人の選任 議長</p> <p>議長</p>	<p>それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>議事録署名人の決定でございますが、慣例により議長から指名してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、横山委員(八頭町農業委員会会長)、米澤委員(大山町農業委員会会長)の兩名を指名いたします。</p>
<p>4 報告事項 議長</p>	<p>日程に基づき、報告事項です。</p> <p>(1) 常設審議委員会の審議について(内規の一部改正)事務局説明して下さい。</p>

<p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>県経営支援課</p> <p>議 長</p>	<p>(別紙資料1により説明)</p> <p>皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは、次に(2)先月の農地転用許可状況について県から報告願います。</p> <p>(資料2により説明)</p> <p>皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>5 議 事</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>八頭町農委事務局</p>	<p>議事に入ります。 議案第1号を説明下さい。</p> <p>それでは、今月の農地法の規定に基づく県全体の一覧表を説明いたします。(一覧表を説明) 今月は、第5条案件で、1件、意見聴取案件がございます。 なお、先ほど、内規で説明したとおり、現地調査を実施しておりますので、説明の後、現地調査の報告をお願いしたいと思います。 それでは八頭町農業委員会より説明いただきます。</p> <p>八頭町農業委員会事務局の■■■■と申します。今日はよろしく願います。 議案番号5条の1、■■■■ ■■■■農地転用について説明させていただきます。 資料は、資料3-1です。2ページの30aを超える事案説明資料により説明いたします。 まず、1土地の所在等でございます。■■■■ ■■■■ 3ページの位置図をご覧ください。申請地は■■■■ ■■■■ 2ページ、30aを超える事案説明資料に戻ります。 2現在の営農状況です。申請地の3筆はこれまで地域の担い手法人に貸し付けられ、水稻が作付けされていましたが、令和4年3月に契約が満了し、現在は草刈り等保全管理となっています。3転用事業者です。■■■■ ■■■■4転用目的です。用途は、建築条件付売買予定地です。必要性といたしましては、近隣の幹線道路へのアクセスも良く、保育所及び小学校が近いなど住宅用地としての環境に適しているものでございます。なお、造成の期間は、転用許可後から令和5年3月末までの予定です。</p>

5 立地基準です。(1) 農地区分です。3 ページ、位置図をご覧ください。申請地は、第3種農地に該当します。区分決定根拠は埋設道路沿道の区域です。これは、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路(農道を除く)の区域で500m以内に2つ以上の教育施設、学校施設又は公益的施設がある農地が該当します。申請地は位置図に示しておりますとおり、上下水道埋設道路に接し、500m以内に小学校と保育所がありこれに該当します。3 ページ、30aを超える事案説明資料に戻ります。

(2) 許可根拠です。原則許可です。(3) 営農条件です。申請地を含めて周辺農地はほ場整備された農地が広がっており、北側及び東側は、農道、用水路を隔てて水田、南側は排水路を隔てて市民農園、西側は用水路、町道を隔てて住宅地として利用されています。3 ページの位置図及び4 ページの中間図と併せてご確認ください。

(4) 代替地等ですが原則許可であり該当しません。6 一般基準です。(1) 他法令許認可です。埋蔵文化財調査事前協議につきましては、既に完了しており、八頭町教育委員会より本掘調査は該当しない旨の回答を得ております。都市計画法第29条にかかる許可でございます。当該地は、非線引都市計画区域で3,000㎡以上の開発許可になりますが、鳥取県八頭県土整備事務所維持管理課と開発にかかる事前協議を行っており農地転用許可と併せ許可となる見込みです。道路法第24条、道路管理者以外の者が道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことに係る協議につきましては、八頭町建設課と事前協議済みでございます。

(2) 規模の妥当性です。5 ページの土地利用計画図をご覧ください。申請地は土地利用計画図のとおり、5,873㎡に建築条件付売買予定地25区画(最大181㎡、最小165㎡)を整備し、その他は区画道路1,253㎡(W=6.0m、L=204m)と公園181㎡を設ける予定となっております。利用計画は適切であると判断いたしました。

黄色で示された区画が建築条件付売買予定地、ピンク色が区画道路、緑色が公園用地でございます。ご確認ください。

(3) 営農及び被害防除計画等の措置です。6 ページの造成計画平面図をご覧ください。申請地は約60cm~90cmの盛土造成を行い、東側及び南側にL型擁壁(H=0.75~1.00m)を設置し土砂の流出を防ぎます。隣接耕作者の同意は得ております。雨水は新設の道路側溝を通じて既設の農業用水路、排水路に放流します。汚水は公共下水道に接続します。排水路は流量計算により充足していることを町建設課によって確認しております。凡例のとおり、緑色が上水、オレンジ色が下水、青色点線が雨水、青色実線のが用水路、黄土色が排水路を示しておりますのでご確認ください。少し分かりづらいですが、町道と造成地の間にある排水路には、かんたん側溝を設置します。図面には、落とし蓋側溝と記載しておりますがこれに該当します。ここには幅員2.5mの歩道をを設置し安全を確保します。車道と歩道の間には境界ブロックを設置します。図面では赤色で強調しております。また、この図面中にA、B、C、Dと少し小さいですが記載がございます。これは7 ページの造成計画断面図に対応しているところでございます。Aの断面を見ていただきますと北から南に向かう開発区域の断面が見て取れます。北側から既存農道とのすり付け状況、水路、区画道路の位置、開発区域境界に設置するL型擁壁の位置等を確認いただければと思います。

2 ページ、30aを超える事案説明資料に戻ります。(4) 資金調達計画です。

(5) 農地復元の担保は該当しません。7 農業公共投資です。申請地は対象農地であります。(1) 事業名です。事業名は

9 農業委員会の意見及び審議の概要です。農地転用の許可基準に合致し、転用はやむを得ないと判断しております。

以上、目的とする農地転用についての説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

それではここで現地調査の報告を鳥取市濱田会長からお願いします。

濱田委員

報告いたします。去る7月13日、八頭町農業委員会横山会長立ち会いの下、小林会長と私、濱田が現地調査を行いました。この転用により、周辺農地に係る営農状況に支障を及ぼすかどうかということ、隣接農地、水路、耕作路等におきまして、営農に支障がないということを確認いたしました。また、転用目的から見て、面積及び用途が適切であることを確認したことをご報告いたします。以上です。

議長

ありがとうございました。現地調査の報告も終わりました。

委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。

はい、どうぞ。

石委員

2、3聞かせていただきたい。1区画の面積が181㎡が最大だということですが、坪数で53坪ほどです。この区画がさらに細分化するための地区計画などを予定しているのかどうか、ということをお聞きしたい。住宅地というのは西部では48坪程度が良いところかなと見ているが、細分化の点についてどう考えているのか。

八頭町農委
事務局

この区画につきましては、八頭町の一般的な区画の大きさでございます。細分化についてのご質問でございますが、これについては想定しておりません。上下水についても1カ所ずつということでございます。八頭町の田舎の方でございますので、この区画の大きさでもまだ小さめかなというようなものでございます。細分化のための特段の計画はしてございません。

石委員

結構ですが、将来のために足かせを考えられた方が良くと思う。私は日吉津村で250㎡を最高限度と定めましたが、それでは大きすぎるという意見があり、今は半分にしたらという検討をしております。

みで除外されたのかがまず1点。それから申請地の東側の水路です。8ページの資料を見ますと用水路となっておりますが、この用水は東側の水田に送る用水なのか、東側に送らないのであれば、用水路として機能しないので、管理を今後、どなたがされるのか、疑問があります。それと8ページの右下の黄色の矢印は、青色の矢印の間違いではないのか。以上、3点確認します。

八頭町農委
事務局

はい、まず簡単な方からお答えします。8ページの右下の矢印は青色です。完全な間違いです。申し訳ございません。訂正させていただきます。あと2点。4ページの間中図をご覧ください。農振農用地から除外されている申請地の北側の農地は、ここも宅地造成するという町の計画があるということをご報告させていただきます。今後、申請が上がってくる可能性があるということがございます。それと8ページの用排水系統図をご覧ください。委員のご指摘の通り、この水路は申請地にのみ送る水路でございます、必要がなくなるということがございます。今後につきましては、水を止めますので、地権者等関係者で検討させていただきたいと思っております。ここを造成区域に入れてという考え方もあったかと思っておりますが、町の管理で用途廃止の手続きもあり造成区域には入っておりません。また、東側の農地から離れた方がよいということもあつてのことかと思っておりますので、地元と調整しながら管理について検討していきたいと思っております。

永田委員

家を建てられた方は、我々は関係ないということで、管理が行き届かないことがないように、よろしくをお願いします。

議 長

他にご質問、ご意見はございませんか。
はい、中村委員どうぞ。

中村委員

はい。断面図ですが、説明の際、60～90cmの盛土造成をされるということですが、表土を取って盛土されるのか。もう一つは、排水についての措置はされないのかどうか。教えてください。

八頭町農委
事務局

表土は剥ぎ取らず締め固めをして盛土を行うこととしております。排水対策について、造成後の暗渠排水のようなことをするかどうかということでしょうか。教えていただけますか。

石委員

暗渠排水までとは言いませんが、農地の保水力について、造成によって農地でなくなる、保水力がなくなるということで、一気に水が流れるようなことになり排水路はそれでも大丈夫かということがあります。

八頭町農委
事務局

排水路の能力が足りているかということがございますが、八頭町建設課で流量計算をいたしまして確認をしているということがございます。

議 長

他にご質問、ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

議 長	<p>それでは、お諮りします。 本案件について、異議なしとしてよろしいか、賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは異議なしといたします。</p>
6 情報提供 小林議長	<p>情報提供について、 (1) 市町村農業委員会会長・事務局長会議の開催について 事務局説明して下さい。</p>
事務局	<p>(別紙、資料により説明)</p>
7 その他 議 長	<p>その他として皆さんから何かございますか。</p>
事務局	<p>(次回8月の開催等について説明等)</p>
8 閉 会 議 長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会いたします。 (午前11時10分)</p>